

様式第2号（第6条関係）

（表）

第	号
立入調査員証	
職 氏名	
年	月 日生
上記の者は、豊川市公契約条例第11条第1項の規定による立入調査の 権限を有する者であることを証明する。	
年	月 日発行
豊川市長 氏 名 印	

（裏）

豊川市公契約条例（抜粋）
（立入調査等）
第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、事業者に対し、 必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は職員に当該事業者の事業所 等に立ち入り、必要な調査をさせることができる。
（1）労働者から第9条の規定による申出を受け、その申出の事実を確認 するため必要があると認めるとき。
（2）前号に掲げる場合のほか、特定公契約に係る労働者の労働環境を確 認するため必要があると認めるとき。
2 前項の規定により立入調査をする場合において、市長は、必要がある と認めるときは、労働者その他の関係者に協力を求めることができる。
3 第1項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を 携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。 い。
4 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められた ものと解釈してはならない。